

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和4年7月29日（金）午後1時30分から午後2時35分
場所 森林水産会館33号室

2 出席委員

森本太郎、網谷繁彦、河合雅司、上野佳弘、荻野洋一、塩谷俊之、
水島洋、島崎慎一、高松賢二郎、濱田清人、三國嘉彦、中村好成、
鷺北英司、坂田博美
（欠席委員：大浦清和）

3 議長

議長：森本太郎

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の
規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

荻野洋一、水島洋

6 県職員

矢野課長、北川副主幹、飯野主任、町主任

7 事務局職員

辻本事務局長

8 付議事項（議題）

（1）第8次栽培漁業基本計画について（諮問）

県から、資料1に基づき、前回の委員会において事前説明した「第8次栽培漁業基本計画について」諮問がなされた。

県水産漁港課の町主任から、本計画の見直しのポイントとして、本計画は、沿岸漁場整備開発法に基づき、県でおおむね5年ごとに定めることができる種苗生産・放流等に関する計画となっており、内容については大きく4つあり、①大きな方向性や指針、②栽培漁業対象種、大きさ、数量、③対象種に関する技術的課題及び技術到達目標、④調査事項となっている。計画の期間については、水産基本計画の策定時期と合わせるため令和8年度までとしている。施設、運営体制については、前計画では栽培漁業センターの老朽化や運営体制の見直しについて記載されていたが、県栽培漁業センターの改修整備が令和4年度に完了し、教育・産業観光にも対応した施設となるため、裁

培漁業の意義や必要性の普及啓発を通じて、持続的な水産物の利用に関する教育を行う旨記載している。対象魚種については、種苗生産及び放流数量の目標を現状の種苗放流要望数や施設での生産可能尾数に合わせた内容に修正している。既存魚種については、現在、ヒラメ、アワビ、クロダイ、クルマエビ等があり、これらの技術レベルを見直した。ヒラメ、クロダイ、キジハタについては、目標年における技術開発段階を引き上げた。アワビについては、現行のエゾアワビの放流から、新たにクロアワビの技術開発を進めるため技術開発段階をいったん引き下げた。現在、水産研究所で研究しているキジハタとアカムツについては、令和元年度に整備した新たな施設を活用し、事業化に向けて技術開発を加速させることについて記載した。最後にその他として、関係機関の名称変更と主語を明確化等の軽微な変更をした。前回委員会の説明から7月5日までの意見聴取期間としたところであるが、意見や質問はなかったため、本日、正式に諮問したい、との説明があった。

委員からの質問等は無かった。県からの諮問について、委員会として「異議なし」として資料1-1に示した案のとおり答申することが承認された。

(2) 漁場計画作成の基本方針について（協議）

県から、資料2により「漁場計画作成の基本方針について」説明された。

県水産漁港課の飯野主任から、漁業権の切り替えにあたって、漁場計画作成するための基本方針を定めるものであり、基本的な考え方として、元になる国からの通知として、「海面利用ガイドライン」、「免許手順等通知」及び「漁場計画作成通知」に留意して定めていきたい。漁業法が改正され、「活用漁業権」と「類似漁業権」という言葉が新しく出てきており、活用漁業権とは、適切かつ有効に活用されている漁業権で、海面利用ガイドラインのチェックシートによって既存の漁業権が活用されているか判断される。適切かつ有効かどうかの判断は、漁獲量や金額だけではなく、行使状況や漁場の現況、利用状況、法令遵守等によって総合的に考慮される。類似漁業権とは、上記の活用漁業権と認められた際に、次の切り替えで類似漁業権として設定される。ただし、個別から団体漁業権に、またその逆の変更をしようとする場合は類似漁業権ではなくなる。類似漁業権ではない漁業権は、新規漁業権として公表することとなる。既存の漁業権がチェックシートで適切かつ有効と判断された場合には活用漁業権となり、おおむね等しい漁業を営む場合、漁場計画に類似漁業権として設定される。チェックシートで適切かつ有効と判断されなかった場合には非活用漁業権となり、内容を見直して活用する場合に新規漁業権となり、各種事情により新規漁業権が難しい場合に漁業権設定なしとなる。利害関係人の意見聴取については県ホームページにて行う。海区漁場計画の公示は、これまでどおり県公報にて行う。また、漁場の区域は、次回から漁場測量標による標記と緯度経度を併記することになる。区画漁業権については、漁業の名称にワカメやコンブなど1種類に限定する必要がなくなり、「藻類」とすることができる。本県の魚類養殖は、すべて魚類小割り式養殖業となっているので変更はない、との説明があった。

高松委員から、チェックシートについて、県が現在の漁業権について判断

するというのでよいかとの質問があり、県水産漁港課の飯野主任から、県がチェックシートで判断すると回答された。

このほか、委員から意見や質問等は無かった。

(3) 漁業権要望調査の結果について（報告）

県から、資料3により、「漁業権要望調査の結果について」説明された。

県水産漁港課の飯野主任から、本件は、各漁協を通じて漁業権の要望調査を行った結果をとりまとめて報告するものであり、定置漁業権では、定第3号の次期免許申請はしない。定第25、27、29、32、34、35号では、現行では漁期が3月1日から8月31日までとなっているが、それを2月15日から7月31日までに変更したいとの要望があり、理由としては、ホタルイカの水揚げ時期が早くなっているためとしている。定第40号では9月1日から3月20日の漁期を10月1日から4月20日に後ろ倒しし、それに伴い定第41号でも3月21日から8月20日までを4月21日から9月20日までにしたいとする要望で、理由として9月に台風がよく来るためとしている。定第62号では、現行の8月25日から翌3月10日までを周年としたいという要望で、従業員の作業の効率化と経営の安定化を理由としている。定第64号では、12月15日から翌7月31日までを周年としたいとする要望があった。定第66、68、72号では、隣接漁場で新規の要望があった場合に再検討して要望する。定第75、78号では、制限又は条件に関する要望で、沖垣網が5月1日から8月31日まで敷設できないが、これを周年敷設できるように要望されている。

区画漁業権では、区第1号の同じ区画で、かき養殖に加えて藻類養殖を新設したいとの要望があった。区第3号では魚類小割り式養殖をとりやめ、定第9号の定置漁業権内に海藻養殖を新設したい。区第6号では、わかめ養殖を海藻養殖とし、定第10号の定置漁業権内に漁場位置を変更したい。新湊漁協から、サクラマスを対象とした魚類小割り式養殖が伏木富山港内の堀岡船溜まりに新規で要望された。

共同漁業権では、くろべ漁協の共第3号で、釣りに関する規制が必要とする意見があった。魚津漁協から共第4号のいわし小型定置漁業の漁期を現行の3月1日から11月30日までを3月1日から12月31日までに変更し、いか小型定置漁業の漁期を現行の4月1日から11月30日までを4月1日から12月31日までに変更したいとの要望があった。新湊漁協の共第7号では、第1種に「たこ漁業」を追加したいとの要望があった、との説明があった。

委員から意見や質問等は無かった。

(4) 要望に対する意見聴取等今後の進め方について（協議）

県から、資料4により、「要望に対する意見聴取等今後の進め方について」説明された。

県水産漁港課の飯野主任から、前回までの漁業権の要望調査は海区漁業調整委員会で行っていたが、今回の切り替えから県が行うこととなった。国からの通知にもあるとおり、事務局案として、県は海区漁業調整委員会と緊密

に連携して、これまでと同様に海区漁業調整委員会の場を利用して要望意見を審議調整することとしたい。要望意見の本委員会の場における直接聴取については、平成15年には直接意見を聴取したが、平成20年以降は行われていない。したがって、事務局案として、本委員会での直接聴取は行わず、各地区で開かれる小委員会で意見聴取することとしたい。要望意見に対する反対意見等の聴取については、本委員会において直接意見を陳述してもらう方法と、漁協を通じて要望を周知し、漁協を経由して書面で提出してもらう方法がある。事務局案としては、これまでと同様に、各漁協あてに要望調査結果一覧表を送付し、依頼文とともに意見書様式を送付して、関係者への周知をお願いしたい。寄せられた反対意見等は別紙の意見書により漁協を経由して県あてに提出していただきたい。提出期限は8月31日としたい。要望内容の審議調整については、本委員会において行う場合と小委員会で審議してもらう方法がある。事務局案としては、小委員会を考慮しており、構成としては前回と同じで3地区に分け、東部は朝日～魚津地区、中部は滑川～新湊地区、西部は氷見地区とし、実際、どの方が地区の委員となるかは次回9月の委員会で検討していただきたい。小委員会での調整が難しい場合は、本委員会で審議調整を行うこととしたい。最後に、海区漁場計画を作成しようとする場合、利害関係人の意見を広く聞かなければならず、寄せられた意見について県は検討を加え、その結果を公表することになる。事務局案として、審議調整の終了後、海区漁場計画の素案を県のホームページに掲載し、1ヶ月程度意見を募りたい。意見聴取後、県が検討を加えた結果をホームページで公表し、それを踏まえて海区漁業調整委員会に諮る海区漁場計画案を作成することとしたい、との説明があった。

網谷会長代理から、漁業権の変更に関しては、要望が出ても採択されないが、本当にそれでよいのか。毎回同じ要望が出つつも一向に変わっていない。この決め方を見直していかなければならない気がする。出された要望について、今までどおりでよいのかもかもしれないが、5年に1回の漁業権の更新の認識についても何か一工夫すべきではないか。当然、当事者については、隣の定置が変更すれば自分の定置に影響が及ぶとか、漁期を変えれば魚価単価も変わるとか影響もあると思われる。ほとんどが不利になるかもしれないという理由で、ほとんどの方が反対されているので、実際に被害が出た際には元に戻すなどの条件を付けてはどうか、との意見が述べられた。

県水産漁港課の北川副主幹から、前に進む要望もあるが、漁場によっては有利になったり、一方で不利になったりすることがあり、なかなか前に進めないこともある。漁業権は5年間継続するので、被害があったからといって1年で変更することは困難であると回答された。

河合委員から、定第75、78号では沖垣網が5月1日から8月1日までの期間敷設できないこととなっているが、どのような理由でできないのか、また周年としたい理由について質問された。

森本会長から、この期間はクロマグロが回遊してくるので、隣の網に入らなくなるため沖垣網が邪魔だということで制限されたと思われる。現在、クロマグロの漁獲規制が進められているなかで、沖垣網の制限がいいことなの

か疑わしい。また、沖垣網を揚げる作業は面倒であり、周年敷設させてほしいということが理由と推測されると回答された。

このほか、委員からの意見や質問等は無かった。

(5) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の概要について（報告）

事務局から、資料5により「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の概要について」説明された。

辻本事務局長から、本総会は、コロナウイルスの関係で6月20日に書面会議で開催された。第1～4号議案について、第1、2、4号議案はすべて承認となっているが、第3号議案の中央要望活動については6票が不承認となっており、その理由として、クロマグロの資源管理について、知事許可漁業である沿岸まぐろはえ縄漁業を大臣管理漁業とすることが盛り込まれなかったことが要因である。国への要望活動では、昨年度に富山県から太平洋クロマグロ資源管理を挙げており、大臣許可のまき網漁業よりも定置網などの沿岸漁業に漁獲枠配分や追加配分を多くすることについては徐々に実現している面もあり、クロマグロ資源管理を実践した場合には積立プラスなどの漁業収入安定対策による補填を継続するよう要望してきた。これらの要望活動は7月22日に行われた、との説明があった。

委員からの意見や質問等は無かった。

(6) 北陸4県5海区漁業調整委員会会長会議への提案議題について（協議）

事務局から、資料6により「北陸4県5海区漁業調整委員会会長会議への提案議題について」説明された。

辻本事務局長から、新潟、佐渡、富山、石川及び福井海区の4県5海区が集まる会議であり、通常は対面で開催されるが、今年度はコロナの状況もあってアンケートをとったところ書面で開催されることとなった。幹事県は富山県となっており、国への要望事項をとりまとめる。令和4年度の要望として、富山海区からクロマグロの資源管理を提出したいと考えており、遊漁者や遊漁船業者によるクロマグロの採捕について、規制が遵守され、国が主導して規制内容を周知するとともに、取り締まりを強化することを追加したい。今年6～7月に、富山湾沖合においてクロマグロの回遊がみられ、遊漁者や遊漁船業者による不正な採捕がみられ、県の漁業取締船「つるぎ」や新潟漁業調整事務所との連携による取り締まりを行っているが、国の方にも取り締まりを強化してほしいとする要望となっている。このほか、要望すべき課題があればご意見をいただきたい、との説明があった。

三国委員から、富山湾でも100kgクラスのクロマグロが遊漁で釣られていると聞くが、この状況を県は把握しているのかとの質問があった。

辻本事務局長から、我々も実態を把握しているが、富山湾の広い範囲で遊漁によって釣りをされると、すべてを取り締まるのは実質無理な状況である。一方、保安庁でも複数名が検挙されたと聞いている。来年も引き続き、取り締まりに努めたいとの回答があった。

このほか、委員からの質問等は無かった。北陸4県5海区漁業調整委員会の提案議題として「異議なし」とされた。

(7) 次回委員会

次回の委員会は、令和4年9月29日(木)13:30より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和4年7月29日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____